

日本のグリーン購入法



平成 28 年 3 月
環境省

目次

日本のグリーン購入法

(1) 日本におけるグリーン購入の取組	1
(2) グリーン購入法のしくみ(全体像)	2
(3) グリーン購入法基本方針の策定の進め方(体制)	3
(4) グリーン購入法基本方針の策定の手続き	4
(5) グリーン購入法の判断基準	5
(6) グリーン購入法の対象製品分野一覧	5
(7) 国等の機関のグリーン購入実績の推移	6
(8) 正しい環境情報を伝えるための取組	7
(9) グリーン購入法の調達基準とエコマーク認定基準の関係	9
(10) 日本におけるグリーン購入の普及の取組	11

付属資料

I. グリーン購入法の仕組み	14
II. 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) 条文	15
III. グリーン購入法 基本方針	19
IV. グリーン購入法 特定調達品目一覧	24
V. エコマーク制度の概要	25
VI. グリーン購入ネットワーク(GPN)の概要	27
VII. 世界におけるグリーン公共調達の取組の経緯	29

この「日本のグリーン購入法」は、日本におけるグリーン購入法について、制度の概要、調達実績、取組を発展させるためのポイント等をまとめたものです。今後グリーン公共調達の導入や取組の更なる浸透を目指す組織等の担当者の一助となれば幸いです。

1 日本におけるグリーン購入の取組

- タイプ I 環境ラベルであるエコマーク制度が 1989 年に開始しました。
- グリーン購入法が 2001 年に施行され、グリーン購入が本格的に始まりました。

日本では、1989 年にタイプ I 環境ラベル¹であるエコマーク²がスタートし、グリーン購入の取組が始まりました（図 1）。また、地方公共団体での取組や政府の実行計画を通じた取組、NPO であるグリーン購入ネットワーク³の構築等を背景として、政府は、環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進するために、2001 年にグリーン購入法を施行しました。

1989 年 エコマーク制度スタート

1996 年 グリーン購入ネットワーク (GPN)³ 設立

2001 年 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
(グリーン購入法) の施行

2007 年 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した
契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法) 制定

図 1 日本におけるグリーン購入導入の経緯

¹ ISO14024 に沿った規格に基づき、第三者が認定する環境ラベル。

² 国内唯一のタイプ I 環境ラベル制度で、62 商品分野で、5,563 商品 (1,610 社) を認定 (2016 年 1 月 31 日現在)。グリーン購入法の判断の基準とは別に、政府とは立場が異なる公益法人のエコマーク事務局が、調達量の確保を考慮する必要がない背景のもと、市場において約 20% 程度の商品が満たすことのできる基準として定めるもので、日本国内において製品の環境配慮を促す役割の一翼を担っている。

³ グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等の緩やかなネットワークと情報発信の組織。企業・地方公共団体・団体等に対し、グリーン購入に関する啓発や情報提供等の支援活動を実施。

2 グリーン購入法のしくみ（全体像）

- グリーン購入法は環境省が所管しています。
- 国等の機関の調達には、グリーン購入の推進が義務づけられています。
- グリーン購入法は、次のような関係者がそれぞれの役割を担っています。
 - －環境省：基本方針（対象品目、調達基準）の策定と見直し
 - －国等の機関：調達方針の策定、調達方針に基づく調達の実施、調達実績の把握と公表
 - －事業者：環境配慮型製品・サービスの提供と情報提供
 - －環境ラベル団体・NPO等：適切な情報の提供、支援

>> 詳細は付属資料Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ参照

グリーン購入法では、国等の機関のグリーン公共調達を義務づけるとともに、製造、輸入、販売等を行う事業者に必要な情報の提供を求めています（図2）。

グリーン購入を進めるために、環境省は対象品目ごとの調達基準を規定した「基本方針」を策定します。調達主体である国等の機関は、この基本方針に沿って、自らの調達の目標となる「調達方針」を作成するほか、調達実績についての公表及び環境省への報告を行う必要があります（図3）。グリーン購入法では、地方公共団体に対して、グリーン購入法の基本方針を参考として国等の機関に準じる取組を求めているほか、事業者、国民等についてはできる限りグリーン購入に努めることとしています。

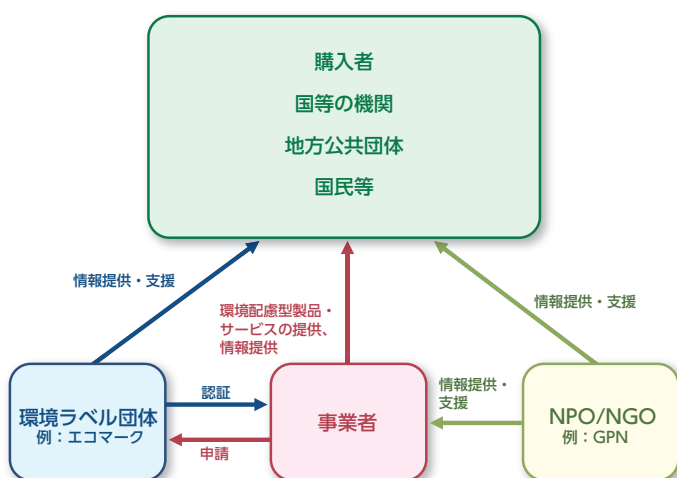


図2 グリーン購入に関連する各主体の役割

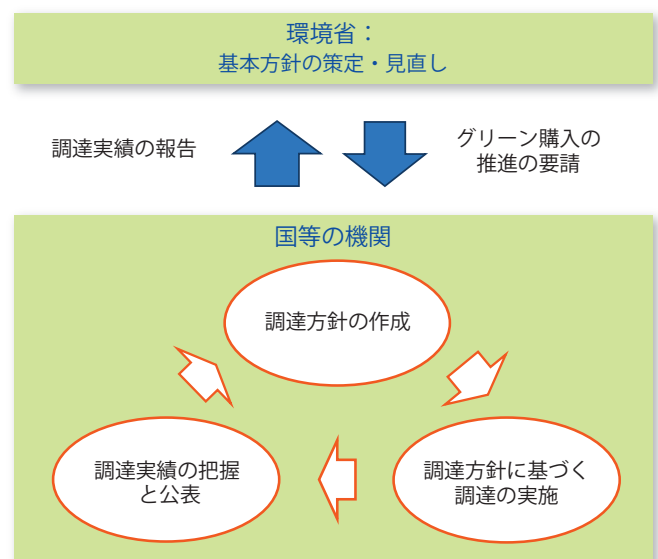


図3 グリーン購入法に基づく国の取組

3 グリーン購入法基本方針の策定の進め方（体制）

- 基本方針は環境省が主導して策定と見直しを行います。
- 基本方針の案について全省庁で協議し、閣議決定により決定します。
- 基本方針の策定に当たっては、検討委員会や専門委員会を設置し、他の省庁とも連携して検討を進めます。

政府は、グリーン購入法における対象品目と品目ごとの調達基準を盛り込んだ「基本方針」を策定し、毎年見直しています。環境省は、基本方針の策定と見直しにおいて、他の省庁とも連携しつつ、検討委員会や専門委員会を設置して検討を行い、品目の選定や調達基準の見直しを行っています（図4）。

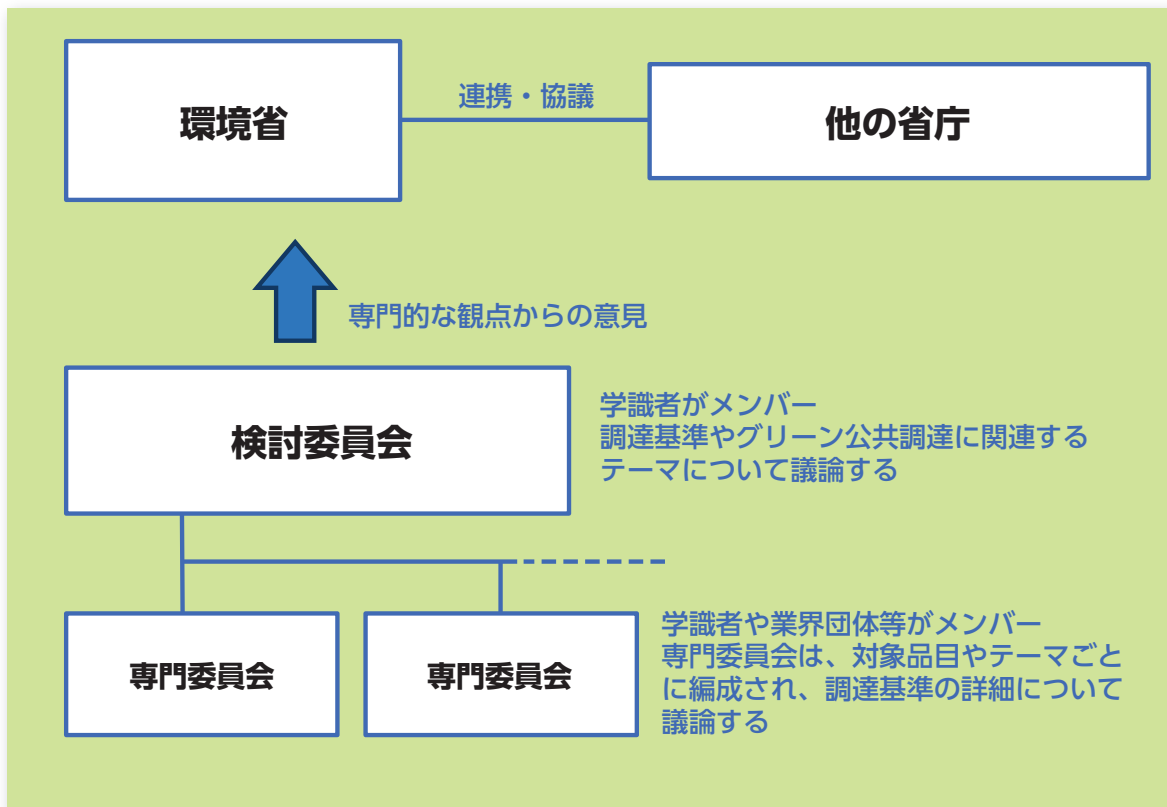


図4 グリーン購入法 基本方針の策定体制

4 グリーン購入法基本方針の策定の手続き

- 環境省は、毎年度基本方針の内容を見直しています。
- 基本方針への提案募集と改定案への意見募集（パブリックコメント）を実施しています。

グリーン購入法基本方針の策定手続きは原則、以下の図5に沿って行われます。基本方針の改定案は、ウェブサイトに公表され、国民、企業、業界団体、地方公共団体等は意見を提出することができます。また、グリーン購入法には、翌年度の基本方針に向けた提案を募集する仕組みもあり、企業や業界団体などが新しい品目や調達基準を提案することができます。

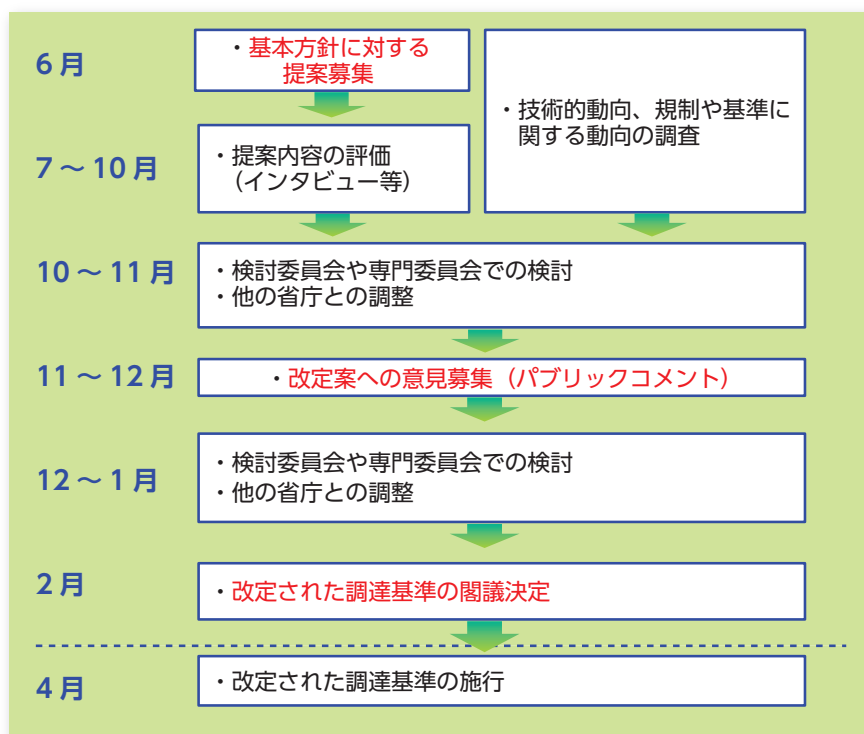


図5 グリーン購入法 基本方針の策定の手続き（例）

5 グリーン購入法の判断基準

●グリーン購入法の調達基準の特徴

- －国等の機関のグリーン購入の対象となる製品、サービスの判断の基準を規定
- －環境面への配慮とともに調達量を確保することができるように配慮した基準
- －専門委員会、検討委員会によって審議され、パブリックコメントを経た後、閣議決定される
- －認証制度ではない

グリーン購入法の調達基準は、グリーン購入法の基本方針に位置づけられており、数値等の客観性が確保できる事項について設定しています。グリーン購入法の調達基準は環境負荷の低減の観点から定められるもので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保されていることが前提となります。

なお、グリーン購入法の調達基準を満たした物品を紹介したウェブサイトやカタログが環境ラベル団体やNPOにより用意されており、これを参照することによりグリーン購入の対象となる製品を選定し、調達することができます。

6 グリーン購入法の対象製品分野一覧

- グリーン購入法は、製品分野からサービス分野まで、21分野 270品目を対象としています。
(2016年現在)

>> 詳細は付属資料IV参照

製品の開発・普及の状況、科学的知見の充実、基本方針に対する提案内容等に応じ、検討委員会の検討と閣議決定を経て品目の追加が行われます。グリーン購入法の対象分野及び品目は、2001年の14分野 101品目から、2016年には21分野 270品目に増加しています（公共工事を含む）。

表1 グリーン購入法の対象分野

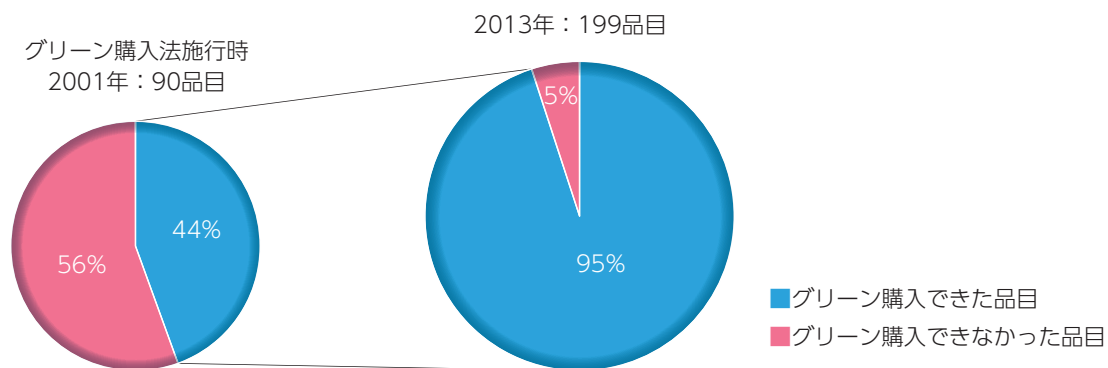
21分野 270品目 (2016年2月閣議決定)		
① 紙類	⑧ 家電製品	⑮ インテリア・寝装寝具
② 文具類	⑨ エアコンディショナー等	⑯ 作業手袋
③ オフィス家具等	⑩ 温水器等	⑰ その他繊維製品
④ 画像機器等	⑪ 照明	⑱ 設備
⑤ 電子計算機等	⑫ 自動車等	⑲ 災害備蓄用品
⑥ オフィス機器等	⑬ 消火器	⑳ 公共工事
⑦ 携帯電話等	⑭ 制服・作業服	㉑ 役務

7 国等の機関のグリーン購入実績の推移

- 国等の機関は、95%の品目でグリーン購入を実践しています（2013年度）。
- グリーン購入法の施行当初よりも、環境配慮型製品等の市場占有率が向上しています。
- 国等の機関のグリーン購入によるCO₂削減効果は21万トンと推計されています。

国等の機関は2013年度において95%の品目でグリーン購入⁴を実践しています。これは2001年度の44%に比べて、国等の機関においてグリーン購入が大幅に進展していることを示しています（図6）。また、2013年の調査では、調査した6品目において、グリーン購入法の施行により、環境配慮型製品の市場占有率が向上したことが分かりました（図7）。

環境省は、2013年度のグリーン購入による温室効果ガス排出削減量の試算結果を公表しています。製品の想定使用年数分を考慮した試算結果は210,787t-CO₂でした。



※円グラフの大きさは品目数の多さを表す
 図6 国等のグリーン公共調達の実施状況（公共工事を除く）

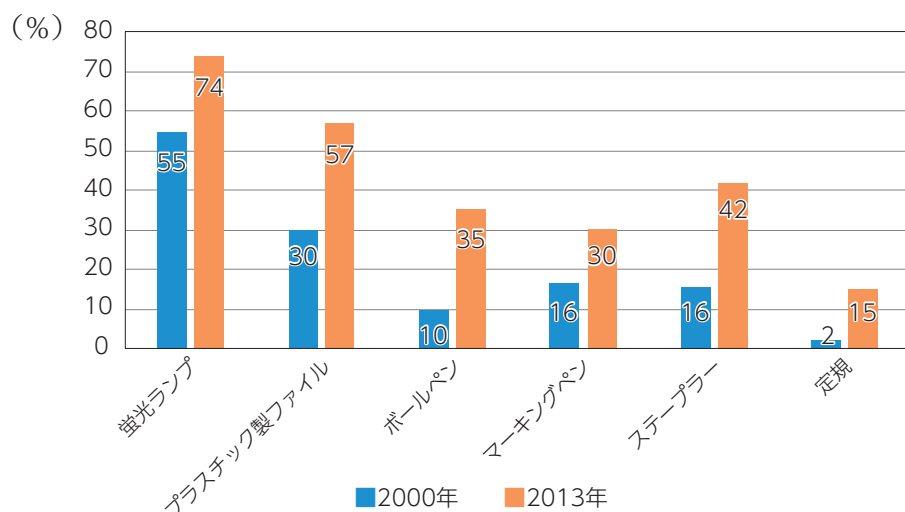


図7 グリーン購入法適合商品の市場占有率の変化

⁴ 『環境配慮型製品の調達量』が『全調達量』の95%以上であった品目』が全品目数のうち95%であったという意味。

8 正しい環境情報を伝えるための取組

- グリーン購入法の適合証明は、事業者自らが適合を証明し、宣言する方式（自己宣言方式）を採用しています。
- 環境省は、製品の環境情報の信頼性を確保するために2つのガイドラインを策定しました。
 - － 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン
（「判断の基準」への適合の確認方法と表示方法について記載）
 - － 環境表示ガイドライン
（望ましい環境表示を目指す上で取組むべき要件について記載）

グリーン購入法の制度では製品・サービスの認証やラベルの付与は行いません。こうした背景の中で、製品の製造事業者はグリーン購入法基本方針で示された基準を満たしていることを自己宣言することができます。

環境省では、事業者が自己宣言を行う際に、製品の正しい環境情報を購入者へ伝えるために事業者が取り組むべき事項をまとめたガイドラインを作成しています（図8）。

自己宣言の環境表示の信頼性を確保するために、「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」では、サプライチェーンの各段階で、一段階前の事業者から必要な情報を入手し調達基準への適合確認を行うこととしています（図9）。

また、正確かつ信頼性を担保した適切な環境表示に向けて、「環境表示ガイドライン」では自己宣言による環境表示について、ISO14021に基づくタイプⅡ規格に準拠することを求めています。

事業者が不誠実な自己宣言をした場合、後からその事実が判明すると社会的な責任を問われる可能性があります。

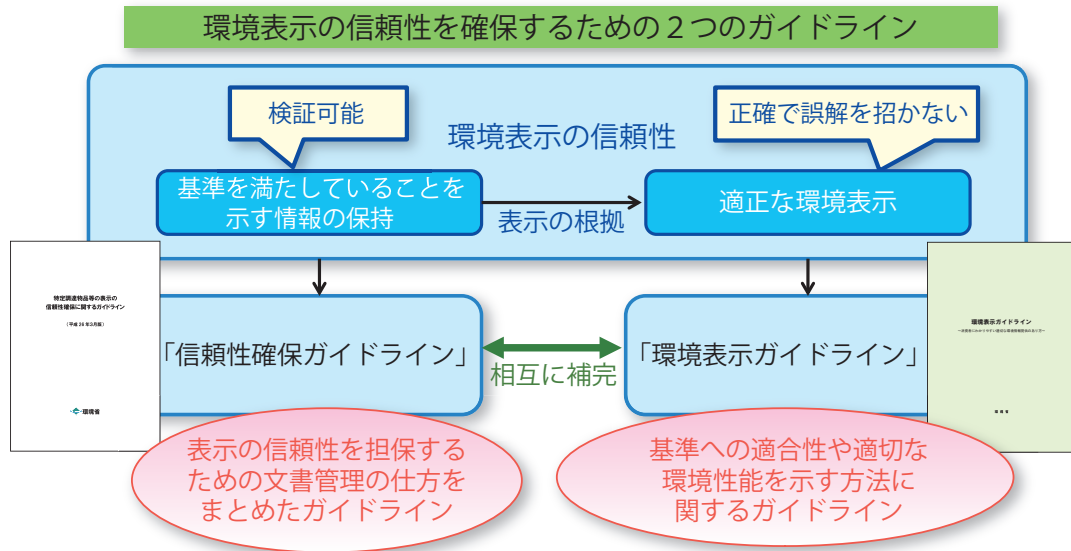


図8 信頼性確保のための2つのガイドライン

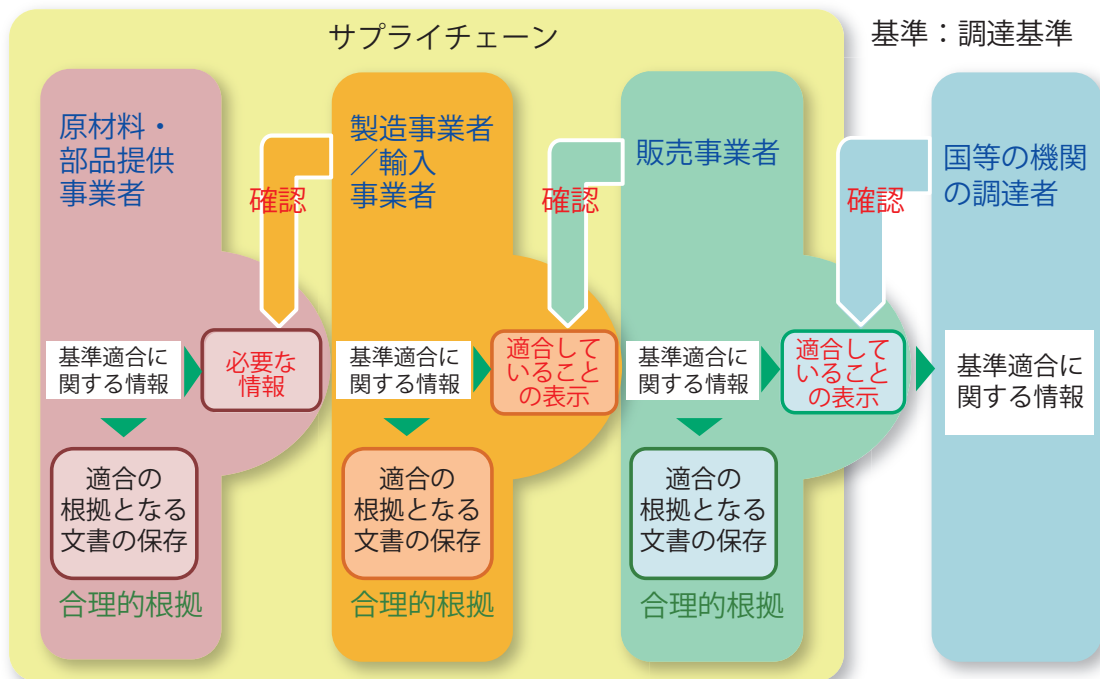


図9 サプライチェーンの中で適合表示と適合確認の必要性を示した概念図

9 グリーン購入法の調達基準とエコマーク認定基準の関係


- グリーン購入法の調達基準とは別にエコマーク認定基準があります。
- グリーン購入法の調達基準は環境面への配慮としては必要十分な水準を確保しつつ国等の機関による調達量の確保も考慮した基準、エコマーク認定基準は国等の機関による調達者の調達量の確保にとらわれることなく、市場や技術開発を先導する水準を目指した基準として位置づけられます。

日本では、国等の機関がグリーン購入を実施する際の基準となるグリーン購入法に基づく調達基準とは別に、政府とは立場が異なる公益法人が設定する国民や事業者がグリーン購入を行う際の目安となるエコマーク認定基準があります（表2）。

一般的に、グリーン購入法の調達基準は環境面への配慮としては必要十分な水準を確保しつつ国等の機関による調達量の確保も考慮した基準、エコマーク認定基準は国等の機関による調達者の調達量の確保にとらわれることなく、市場や技術開発を先導する水準を目指した基準として位置づけられています（図10）。

なお、国等の調達機関が環境配慮製品を購入する際、エコマーク等のグリーン購入法との整合がとれた第三者認証ラベルを確認することにより、グリーン購入法の調達基準への適合が確保されていると見なすことが可能です。

表2 グリーン購入法とエコマークの比較

	グリーン購入法	エコマーク
制定／設立	2000年	1989年
運営組織	環境省	公益財団法人日本環境協会
枠組み	法律	ISO14024
対象分野	21分野, 270品目 (2016年2月現在)	62分野 (2016年1月現在)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国等の機関の取組を義務化 地方公共団体の取組を準義務化 事業者、個人消費者の取組にも言及 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者、事業者による製品やサービスの更なる環境配慮を促す
基準とそのレベル	基本方針 (調達基準)	認定基準
	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法の調達基準とエコマークの認定基準の内容は異なる グリーン購入法の調達基準は、必要十分な環境面への配慮とともに国等の調達機関が調達量を確保することができるように配慮した基準 エコマークの認定基準は、市場において上位約20%程度の商品が満たすことのできる基準 	
基準への適合に関する証明の仕方	<ul style="list-style-type: none"> 認証制度ではない (事業者の自己宣言に基づく) 調達者は調達基準に沿って調達する エコマーク等のグリーン購入法との整合がとれた第三者認証により調達基準への適合が確保されていると見なすことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 第三者による認証制度 タイプI環境ラベル 

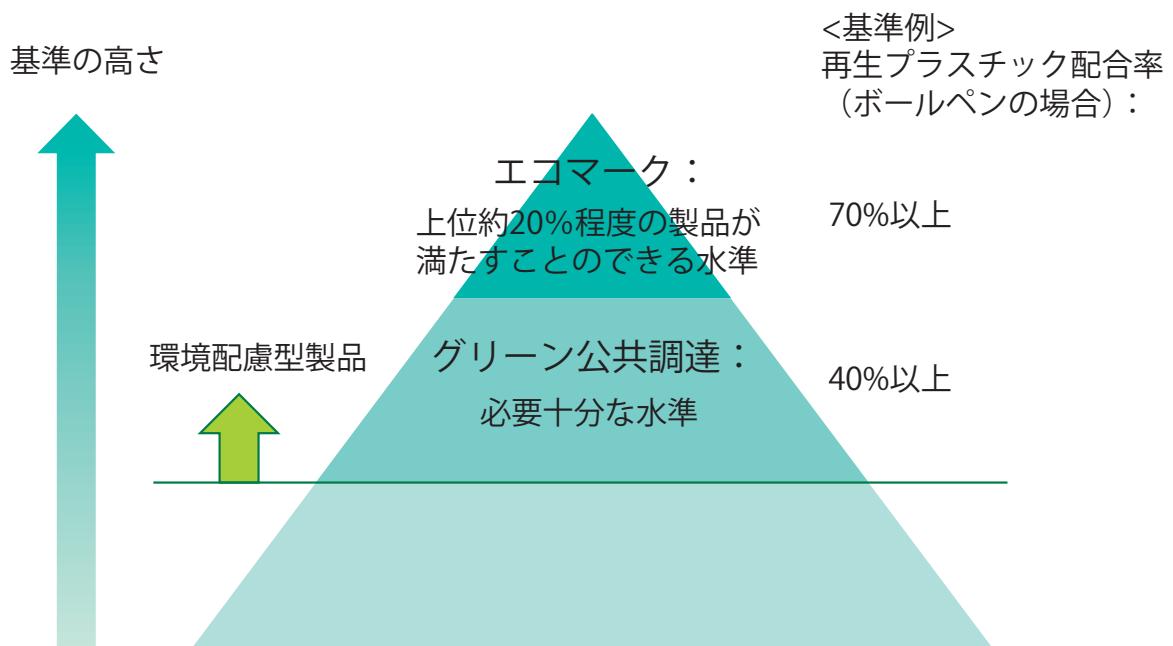


図10 グリーン購入法の調達基準とエコマークの認定基準の関係

10 日本におけるグリーン購入の普及の取組

- 環境ラベル団体や NPO 等による取組
- グリーン購入法に関する説明会
- 取組を促すためのガイドラインの作成
- グリーン購入に関する Q&A 情報のホームページ掲載
- 行政、NPO、事業者の連携による普及

日本のグリーン購入は、地方公共団体や企業等に対して、環境ラベル団体や NPO 等が積極的に情報提供や支援を行うことにより取組が広がってきました。例えば、グリーン購入ネットワークは、グリーン購入に先進的に取り組む団体を表彰することで地方公共団体や企業・団体等のグリーン購入の取組の推進に貢献しています。

また、環境省は、グリーン購入法の内容を解説するための国等の調達機関、地方公共団体、事業者を対象とした国内 8 か所での説明会の毎年度の開催（図 11）、調達基準や品目の対象範囲などを解説したグリーン購入の調達者の手引きの作成、Q&A 情報のホームページへの掲載等を通じ、グリーン購入を導入しようとする団体の支援を行っています。

このように、行政、NPO、事業者等が連携することでグリーン購入の取組を普及させています。



図 11 環境省主催の説明会の様子

付属資料

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条、第8条）

（国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進（努力義務）

..... 環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、環境物品等を選択（一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) 条文

(平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号)

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(国及び独立行政法人等の責務)

- 第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。
- 2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要

の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境物品等の調達方針)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標

二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

三 その他環境物品等の調達に関する事項

- 3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

- 2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(環境大臣の要請)

第九条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

- 2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(環境物品等の調達の推進に当たっての配慮)

第十一条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

(環境物品等に関する情報の提供)

第十二条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。

第十三条 他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷

の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

(国による情報の整理等)

第十四条 国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十条の規定は、同年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○グリーン購入法 条文(全文)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO100.htm>

グリーン購入法 基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁、裁判所等）及び国等による環境物品等の調達推進等に関する法律第2条第2項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成5年法律第91号）第24条〔環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進〕及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第19条〔再生品の使用の促進〕の趣旨に則るものである。

また、昨今の地球温暖化対策の重要性にかんがみ、「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、国等は従来と同等以上に環境物品等を率先して調達する必要がある。

(2) 環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点から考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。
- ② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。
- ③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、WTO政府調達協定（特に同協定第10条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの（「特定調達物品等」という。）について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

(2) 各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。

(3) 特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求め、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

(1) 調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

(2) 調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関のすべての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

(3) 調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる。また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

(4) 関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(5) 職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者をはじめとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

(6) 環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

○グリーン購入法 基本方針（全文）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

グリーン購入法 特定調達品目一覧

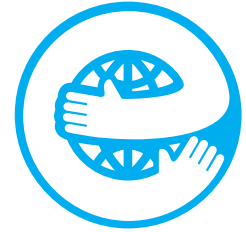
1. 紙類	12. 自動車等
2. 文具類	12-1 自動車
3. オフィス家具等	12-2 I T S 対応車載器
4. 画像機器等	12-3 タイヤ
4-1 コピー機等	12-4 エンジン油
4-2 プリンタ等	13. 消火器
4-3 ファクシミリ	14. 制服・作業服
4-4 スキャナ	15. インテリア・寝装寝具
4-5 プロジェクタ	15-1 カーテン等
4-6 カートリッジ等	15-2 カーペット
5. 電子計算機等	15-3 毛布等
5-1 電子計算機	15-4 ベッド
5-2 磁気ディスク装置	16. 作業手袋
5-3 ディスプレイ	17. その他繊維製品
5-4 記録用メディア	17-1 テント・シート類
6. オフィス機器等	17-2 防球ネット
6-1 シュレッダー	17-3 旗・のぼり・幕類
6-2 デジタル印刷機	17-4 モップ
6-3 掛時計	18. 設備
6-4 電子式卓上計算機	19. 災害備蓄用品
6-5 電池	19-1 災害備蓄用品（飲料水）
7. 移動電話等	19-2 災害備蓄用品（食料）
8. 家電製品	19-3 災害備蓄用品（生活用品・資材等）
8-1 電気冷蔵庫等	20. 公共工事
8-2 テレビジョン受信機	21. 役務
8-3 電気便座	21-1 省エネルギー診断
8-4 電子レンジ	21-2 印刷
9. エアコンディショナー等	21-3 食堂
9-1 エアコンディショナー	21-4 自動車専用タイヤ更生
9-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	21-5 自動車整備
9-3 ストーブ	21-6 庁舎管理等
10. 温水器等	21-7 輸配送
10-1 電気給湯器	21-8 旅客輸送（自動車）
10-2 ガス温水機器	21-9 照明機能提供業務
10-3 石油温水機器	21-10 小売業務
10-4 ガス調理機器	21-11 クリーニング
11. 照明	21-12 自動販売機設置
11-1 照明器具	21-13 引越輸送
11-2 ランプ	21-14 会議運営

○グリーン購入法 特定調達品目と調達基準

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

エコマーク制度の概要

(公財)日本環境協会が実施するエコマーク制度は、国際標準化機構の規格 ISO14020 (環境ラベルおよび宣言・一般原則) および ISO14024 (環境ラベルおよび宣言・タイプ I 環境ラベル表示・原則および手続き) に則って運営されています。この制度は「自主的で多様な基準に基づいた、第三者の機関によってラベルの使用が認められる制度」とされています。



エコマークの認定基準は、商品のライフサイクル全体 (資源採取、製造、流通、使用消費、リサイクル、廃棄) と 4 つの重点領域 (省資源と資源循環、地球温暖化の防止、有害物質の制限とコントロール、生物多様性の保全) を考慮して、総合的な環境側面を評価し策定されています。

1. エコマーク制度の目的

エコマーク事業は (公財)日本環境協会が実施している事業で、1989 年にスタートしました。環境保全に役立つと認められる商品 (製品またはサービス) に「エコマーク」を付けることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的としています。

エコマークの対象商品は、次のいずれかの項目にあてはまるものです。

- ① その商品の「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと
- ② その商品を利用することで、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと

エコマークのデザイン

エコマークは、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という願いを込めて、「環境 (Environment)」および「地球」(Earth) の頭文字「e」を表した人間の手が、地球をやさしくつつみ込んでいるすがたをデザインしたものです。

2. エコマーク制度の組織



図 12 エコマーク事業の運営体制

3. エコマークプログラムの国際活動

エコマーク事務局は、海外機関との国際協力を通じて持続可能な消費と生産（SCP）に貢献しています。エコマーク事務局は、世界のタイプ I 環境ラベルが加盟する世界エコラベリング・ネットワーク（GEN：<http://www.globalecolabelling.net/>、1994 年設立、非営利団体）に加盟しています。GEN 加盟機関との相互認証協定（MRA）は、エコマークの国際活動の重点的な柱の一つです。MRA は、世界で環境配慮型商品を普及させるだけでなく、管理コストと国際貿易障壁を削減する機会をもたらします。

【エコマークと相互認証協定を締結しているラベル機関】



公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

〒 103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F

URL：<http://www.ecomark.jp/>

E-mail：info@ecomark.jp

TEL：03-5643-6255

エコマークの申込者および使用契約者のための規則・ガイドライン

エコマーク事業実施要領：http://www.ecomark.jp/english/pdf/jisshiyouryou_E.pdf

エコマークの使用に係る料金体系：http://www.ecomark.jp/english/pdf/ryoukinkitei_E.pdf

認定基準（日本語）：<http://www.ecomark.jp/nintei/>

グリーン購入ネットワーク（GPN）の概要

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、日本においてグリーン購入の意義を普及させ、実践を促す活動を行う非営利組織です。1996年の設立以来、GPNはグリーン購入の普及啓発活動を通して、その役割を担っています。

GPNの活動目的

- 政府や地方公共団体、企業、消費者へグリーン購入の概念とその意義の理解を浸透させ、グリーン購入の取り組みを推進する。
- グリーン購入の実践に必要な購入ガイドラインや情報を提供する。



グリーン購入基本原則

GPNは、グリーン購入の基本的な考え方をまとめた「グリーン購入基本原則」を策定しています。

1. 必要性の考慮

購入する前に必要性を十分に考える

2. 製品・サービスのライフサイクルの考慮

資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する

3. 事業者取り組みの考慮

環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する

4. 環境情報の入手・活用

製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する

グリーン公共調達への支援

地方公共団体の新任担当者を対象としたグリーン購入の基礎的な研修や、取組を拡大させるための上級セミナーなどを実施し、地方公共団体のグリーン購入の取組を促しています。また、調達方針や手順書の作成、職員を対象とした研修資料の作成、研修の実施など、個別の団体の取組も支援しています。



図 13 地方公共団体の支援の様子

グリーン購入ガイドラインと製品の環境情報データベース「エコ商品ねっと」

これらの活動の他、GPNは様々な製品分野のグリーン購入ガイドラインを策定し、インターネットを活用し、製品やサービスの環境情報データベースを構築、運営しています。

グリーン購入ガイドライン

グリーン購入ガイドラインは、製品を購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点を製品ごとにリストアップしたものです。2016年3月時点で、19分野のグリーン購入ガイドラインを策定しています。

エコ商品ねっと

「エコ商品ねっと」は、グリーン購入ガイドラインに沿って製品やサービスの環境情報を開示するデータベースです。2016年3月時点で15,000製品以上が掲載されています。

「エコ商品ねっと」では、グリーン購入法適合製品の情報を掲載しており、多くの地方公共団体が商品情報の収集に活用しています。



図 14 エコ商品ねっと

グリーン購入大賞

グリーン購入の普及・拡大に取り組む団体を表彰する制度です。グリーン購入の普及に関する先進事例を表彰することで、一層の取り組みを奨励するとともに、先進事例の紹介を通じてグリーン購入の普及と質的向上を図ることを目的としています。



図 15 第 17 回グリーン購入大賞表彰式の様子

グリーン購入ネットワーク (GPN)

〒 103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F

URL : <http://www.gpn.jp/>

E-mail : gpn@gpn.jp

TEL : 03-5642-2030

FAX : 03-5642-2077

世界におけるグリーン公共調達の実践の経緯

時 期	項 目	内 容
2002 年	マラケッシュ・プロセス (MP)	持続可能な消費と生産 (SCP) に関する 10 年枠組みを策定するための国際協力の取組
2012 年	リオ+ 20	SCP に関する「10 年計画枠組み (10YFP)」の採択
	サステナブル公共調達イニシアチブ (SPPI)	SPP の実例を作る。 現場で SPP の実践をサポートする。
	SPP and Ecolabelling (SPPEL) プロジェクト	地域協力の活動、国レベルの活動 グローバルナレッジマネジメント、アウトリーチ、コミュニケーション
2013 年～	Asia-Pacific GPPEL (旧 ASEAN+3)	日中韓の知見を基に、Asia-Pacific 地域にて SPP と環境ラベルを強化する。 SPPI の活動にて Asia-Pacific の国々の幅広い参加を狙う。
2015 年	SDGs ⁵	責任ある生産と消費 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

⁵ 2015 年 9 月の国連総会で採択された、2030 年に向けた持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)。12 番目の目標に、「持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられている。

環境省 総合環境政策局環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL：03-3581-3351（内線6270）
FAX：03-3580-9568 E-MAIL：gpl@env.go.jp